

(仮称) 第3期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託仕様書

1 業務名

(仮称) 第3期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託

2 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和6年3月31日までとする。

3 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく（仮称）第3期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を策定するにあたり、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等についてニーズ調査を行い、次年度計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

また、今後示されるこども大綱等を踏まえて、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に規定されている市町村こども計画にも対応できるよう、子ども・子育て支援事業計画を組み換える必要が生じることが想定されるため、業務にあたっては、市町村こども計画の策定を包含することを視野に入れて作業を進めるものとする。

4 業務内容

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行う。

こども大綱が年内を目途に策定されるものと見込まれており、令和5年度末までに調査の分析まで完了することが困難と予想されることから、令和5年度は調査票の配布・回収までを実施するものとする。

ア 調査対象者及び標本数

①未就学児童の保護者 約3,000票（表紙を除く25頁程度）

②小学生児童の保護者 約3,000票（表紙を除く10頁程度）

※調査票は、①については、国のこども大綱や基本方針、モデル調査票案を基に伊勢原市独自の設問を加え、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。②については、第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画で実施した調査を基に、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。調査票は、伊勢原市子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定するが、受注者は調査票案設計にあたっての助言、情報提供、設問案の提案などを行う。

イ 抽出方法

伊勢原市が、住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として抽出する。

ウ 調査票の発送・回収

①受注者は、調査票の設計及び印刷、発送用封筒（角形2号）・返信用封筒（長形3号）の印刷、

封筒への封入・封かん・宛名ラベルの貼付、郵送配布を行い、発送・回収に係る経費を負担する（返信用封筒に料金受取人払等の手続きを行い、返信料金を調査対象者に負担させない手続きを行うこと）。

②伊勢原市は宛名ラベルの作成を行い、受注者に提供するとともに、回答済みアンケートの受領を行う。

③パソコン、スマートフォン及びタブレットを利用してインターネットによる回答をできるようにするため、使用するWebアンケートシステムは、受注者が用意・設定入力、集計を行うものとする（同一の調査対象者による郵送及びインターネットでの重複回答を防止するための対策を講じること）。

④回収率は66%程度（郵送：約3,000票、Web：約1,000票）を想定している。

エ お礼状兼催促状の送付

受注者は、締め切りまでの期間に、お礼状兼催促状（ハガキ）を作成し発送すること。なお、発送方法は調査票と同じで、発送に係る郵送料も受注者が負担する。

(2) 現状の分析と課題の整理

第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき伊勢原市の課題を抽出する。

(3) 伊勢原市子ども・子育て会議の支援

伊勢原市子ども・子育て会議（令和5年度2回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、会議ごとに議事録（全文）を作成し、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 子ども政策推進会議資料等の要約版の納品

今後の子ども子育て制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議等について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品する。

(5) 市町村こども計画策定のための情報提供

市町村こども計画と他関連計画との一体的策定をするために政策判断を要するため、受注者は発注者に絶えず情報提供を行う。また、当事者及び関係者の意見聴取のための手法について情報提供を併せて実施する。

5 成果品

(1) 調査票 電子データ一式

(2) 伊勢原市子ども・子育て会議 議事録 電子データ一式

(3) 業務にあたり実施した各種会議・打合せ・市の指示事項の概要、当該指示に対する受注者の対応をまとめた電子データ（電子メール等によりその都度提出）

※いずれも編集可能な電子媒体

6 その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 業務遂行にあたり、伊勢原市情報セキュリティポリシー及び伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第22号）を遵守し、市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 業務履行の過程において、発注者又は受注者が必要と認める場合には適宜協議を行う。
- (4) 本仕様書を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (5) 本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、伊勢原市に帰属するものとする。
- (6) この業務の委託料は、業務終了後受注者からの請求により支払う。
- (7) 調査票回収率は、前回実施実績を参考に66%と想定しているが、想定と異なって差額が生じた場合についても精算は行わないものとする。
- (8) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 担当事務局（納品場所）

伊勢原市子ども部子ども育成課

住 所 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348

担 当 金子、岡部

電 話 0463-94-4638

F A X 0463-95-7612

E-mail kodomo@isehara-city.jp